

令和3年 第2回文教厚生常任委員会会議録

令和3年 2月24日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業について（学校教育課）
- (2) 八雲町いじめ防止基本方針（案）について（学校教育課）
- (3) 下水道事業・熊石簡易水道事業の地方公営企業法適用基本方針策定について（環境水道課・地域振興課）
- (4) 新型コロナワクチンの接種事業の検討状況について（保健福祉課・住民サービス課）
- (5) 医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金について（熊石国保病院）
- (6) 経営アドバイザーの効果額等成果見通しについて（八雲総合病院）
- (7) 条例改正案について（八雲総合病院）
- (8) 補正予算案について（八雲総合病院）
- (9) 令和2年度決算見込みについて（八雲総合病院）
- (10) 医師確保状況について（八雲総合病院）
- (11) アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置に係る経過報告について（住民生活課）

○出席委員（7名）

委員長	赤 井 睦 美 君	副委員長	安 藤 辰 行 君
	関 口 正 博 君		佐 藤 智 子 君
	斎 藤 實 君		千 葉 隆 君
	黒 島 竹 満 君		

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（1名）

牧 野 仁 君

○出席説明員（27名）

教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長	石 坂 浩 太 郎 君
学校教育課参事	齊 藤 精 克 君	学校教育課長補佐	松 浦 真 理 子 君
施設係長	若 山 晋 悟 君	環境水道課長	田 村 春 夫 君
環境水道課参事	佐 藤 英 彦 君	環境水道課長補佐	吉 田 種 榮 君
下水道係長	佐 藤 農 之 君	地域振興課長	野 口 義 人 君
地域振興課技術主幹	小笠原 一 信 君	保健福祉課長	戸 田 淳 君

保健福祉課長補佐	佐藤哲也君	健康推進係長	西野了君
包括支援係長	谷口健一君	住民サービス課長	北川正敏君
熊石国保病院事務長	福原光一君	熊石国保病院次長	目谷文尚君
総合病院事務長	成田耕治君	庶務課長	竹内伸大君
医事課長	石黒陽子君	医療連携課長	長谷川信義君
医療連携課参事	加藤孝子君	医事係長	菊地貴志君
住民生活課長	川口拓也君	住民生活課長補佐	武田利恵君
社会係長	鈴木ゆかり君		

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	庶務係長	松田力君
------	-------	------	------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） それでは全協に引き続きよろしくお願ひいたします。早速、第 2 回文教厚生常任委員会を始めさせていただきます。

◎ 所管課報告事項

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 所管課の報告ということで、学校教育課より、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業について、よろしくお願ひいたします。

○学校教育課施設係長（若山晋悟君） 委員長。学校教育課施設係長。

○委員長（赤井睦美君） 施設係長。

○学校教育課施設係長（若山晋悟君） 私のほうより、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の内容について説明いたします。資料の 1 をご覧ください。

本件の事業内容は、令和 3 年 1 月 28 日に成立しました、国の令和 2 年度、第 3 次補正予算に盛り込まれた文部科学省所管の補助事業であり、感染拡大のリスクを最小限にするため、学校における感染症拡大防止対策を、強化するために必要となる保健衛生用品の購入経費等を支援するものです。

当町においては、学校の感染症対策を徹底に図りながら、学校教育活動を円滑に継続するための取り組みとして、町内小中学校、全教室に加湿空気清浄機を導入するとともに、手指消毒液や手洗い用せっけんなどの保健衛生用品を購入しようとするものであります。事業費の見込みにつきましては、加湿空気清浄機 76 台の導入に、794 万 2,000 円、手指消毒液や手洗いせっけんなどの購入に 33 万 7,000 円の合計 827 万 9,000 円を見込んでおります。加湿空気清浄機につきましては、町内小中学校の特別支援学級を含めた、全普通教室に各 1 台を配置したいと考えており、消毒液などにつきましては各学校における所有数をとりまとめ、教育委員会において一括購入を行い、学校へ配布しようとするものであります。費用に係る財源の見込みにつきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金が、補助率 2 分の 1 で 413 万 6,000 円、補助残につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創世臨時交付金を充当させていただく予定であります。

なお、事業の実施スケジュールにつきましては、来月開催予定の令和 3 年第 1 回定例会において本事業費の補正予算を上程、それでその全額を令和 3 年度に繰越させていただき、加湿空気清浄機につきましては、4 月に入札、9 月頃に全学校に導入できるようにし進めてまいりたいと考えています。

以上、簡単ではありますが感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の説明とさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問ご意見ございませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤智子君） そうすると、これは繰越明許費ってかたちになるんですか。
- 学校教育課施設係長（若山晋悟君） 委員長、学校教育課施設係長。
- 委員長（赤井睦美君） 施設係長。
- 学校教育課施設係長（若山晋悟君） 繰越明許費ということになります。全額を繰越するかたちで。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（千葉 隆君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 千葉委員。
- 委員（千葉 隆君） 加湿空気清浄機なんですけれども、今のコロナにどの程度有効になりますか。
- 学校教育課長（石坂浩太郎君） 委員長、学校教育課長。
- 委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坂浩太郎君） コロナの有効性については、機種によっては、たとえば大学との共同研究でコロナウイルスに効果があるということが実証されていることもあります。具体的にはですね、たとえばプラズマクラスターであれば、空気中に浮遊する新型コロナウイルスにプラズマクラスターイオンを 30 秒照射したところ、感染性を持つウイルスの留置の数が 90%以上減少されたということが、長崎大学との共同研究で実証されたということが報道されておりました。以上です。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、これは終わります。
- 二つ目、八雲町いじめ防止基本方針について、よろしく願いいたします。
- 学校教育課参事（齊藤精克君） 委員長、学校教育課参事。
- 委員長（赤井睦美君） 学校教育課参事。
- 学校教育課参事（齊藤精克君） それでは、八雲町いじめ防止基本方針（案）について、私のほうからご報告させていただきます。

八雲町においては平成 27 年 1 月 1 日より、八雲町子どものいじめ防止条例が施行され、6 年が経過しております。幸いなことにこの間、生命や心身または財産への重大な被害、いわゆる重大事態という事態は起こっておりません。そのいじめ防止条例の第 2 章 第 11 条には、町は、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めます。また、その方針を公表しますと記載されておりますが、実はコロナで、そうした方針の策定が出されておりました。先ほど申し上げましたように、これまでと同様に、これからも重大事態の発生がないように取り組みを進めてまいります。いつ何時起きないとも限らず。これまで策定してこなかったことを真摯に反省し、お手元にお示しした内容で早急に方針を定めることといたしました。

内容につきましては、本来ならば丁寧にご説明すべきところではありますが、資料でお示しさせていただいておりますので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目をご覧ください。1 ページ目には、いじめ防止等の対策に関する基本理念や、いじめ防止対策推進法に示されている、いじめの定義等について記載させていただいております。そして続いて 2 ページ目ですが、2 ページ目には、(2) としておりますが、いじめの対応ということで、どのようなものが、いじめになるかということの詳細に記載しております。

ます。また、4ページ目になりますが、4ページ目からは、八雲町そして学校が実施すべき施策について記載しております。いじめ防止基本方針の中で一番重要なポイントになってくるのが、7ページに記載しておりますが、先ほども申しましたように重大事態が起こった際の対処についても明記しております。適切に対応できるように、最終ページの9ページにはフロー図のほうも載せて、活用していくようなかたちで作成しております。

いじめ防止条例にはこうした、いじめ防止基本方針を定めるに当たり、町民の意見を反映することができるような措置を講じることとされていることから、2月19日から3月19日までの1か月間、町のホームページ上でパブリックコメントを行っております。3月の町の広報誌でもお知らせし、広く意見をいただいた後、定めることとしております。本来ならば条例とともに速やかに方針を策定するということではありますが、方針の策定が今になってしまったことを深くお詫び申し上げますとともに、ご理解いただきますようお願いいたします。私からは以上です。

○委員長（赤井睦美君） このことについて質問・意見ございませんか。

6年間、いじめがなく、基本方針がなくともやってこれたということで、素晴らしいと思います。全然いじめと関係ないんですけども、いじめ問題の貧困問題といたら八雲町の場合は、どちらもそんなに心配はないということですか。子どもの貧困と子どものいじめについて、いじめについて今6年間大きな問題はなかったということですけども、貧困についてもそれほど大きくとということはないのですか。

○学校教育課参事（齊藤精克君） 委員長、学校教育課参事。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（齊藤精克君） 今、ご質問いただきました、経済的な部分に関わっての子どもへのいじめという、そこの気にするものというのは、委員会としては捉えておりませんでした。

○委員長（赤井睦美君） なければ、これで終わります。ありがとうございます。それではお昼にして、1時から始めます。休憩に入ります。

【学校教育課職員退室】

休憩

再開

【環境水道課・地域振興課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、これから午後の部を始めます。

まず下水道事業等・熊石簡易水道事業の地方公営企業法適用基本方針策定について、よろしく願いいたします。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） どうも、議会のあとに引き続きご苦労様です。

それでは私のほうから、下水道事業、農業集落排水事業、熊石簡易水道事業につきましては、国からの通知に基づき、令和5年度末までに地方公営企業法を適用することとし、企業会計へ移行する予定でございますけれども、今年度につきましては、地方公営企業法適用基本方針の策定をいたします。

企業方針は、企業会計に移行するための手法やスケジュール等を定めるものでありまして、一部を除きですね、下水道、農業集落排水事業、熊石簡易水道事業、3本とも同じような内容になりますので、環境水道課のほうから、熊石総合支所分も含めて説明したいと思っております。詳しい内容については担当の補佐より説明しますので、よろしく願いいたします。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） それでは、私からお手元の資料に基づき下水道事業等熊石簡易水道事業の地方公営企業法適用基本方針の策定についてご説明申し上げます。資料は、下水道および熊石簡水の基本方針案、報告事項の表紙が付いたレジュメの3種類をご用意いたしました。

報告事項の表紙が付いたレジュメのまず4ページ目をご覧ください。このたびの基本方針の策定は、これまで地方公営企業法の適用が任意とされてきた、下水道事業と簡易水道事業について、平成31年1月の総務省通知により、人口3万人未満の経営規模においても、令和5年度末までに地方公営企業法の適用が求められたものでございます。

そのスケジュールの大枠につきましては、資料の3ページに示されているとおりでございます。ここで、任意ということですが、地方公営企業法適用事業は、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業が基本的に適用が義務付けされてございます。また、今回、人口3万人未満ということですが、人口3万人以上の地方公共団体が経営する下水道事業、簡易水道事業につきましては、平成27年1月に総務省通知により企業会計の意向が求められてございます。

次に資料の2ページをご覧ください。地方公営企業法を適用しようとしている公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、熊石簡易水道事業は、いずれも施設の老朽化や収入の減少などといった現状と課題を分析し、経営改善のための対策を検討することを主な目的とし、地方公営企業法を適用、企業会計に移行しようとするものでございます。なお、資料2ページから4ページまでは総務省がホームページで公表している資料から抜粋したものでございます。

次に資料の1ページにお戻りください。資料の1番から3番までは先ほどの説明のとおりでございます。次に4番の適用方法でございますが、地方公営企業法の適用方法は全部適用と一部適用の2種類ありますが、現時点では一部適用を選択したいと考えております。その理由といたしましては、地方公営企業法の財務規程を規定することにより、原稿の組織体制をほぼ変えずに、保有資産や経営状況、財政状況を的確に把握できるため、国が求める地方公営企業法の適用の目的を十分達成できるものとするためでございます。地方公営企業法が全部適用される、水道事業を例にとりまして、当町は旧八雲地域簡易水道事業にかかる一般会計からの繰入分を除けば、ほぼ独立採算で運営してございます。それに対しまして、下水道事業は農業集落排水事業と合わせて、毎年4億円前後、一般会計から繰入れしており、

全体の事業費の約 50%以上を一般会計からの繰入金に依存してございます。これらを使用料収入ですべて賄うことを前提に試算した場合、下水道事業で約 3 倍、農業集落排水事業で約 2.3 倍の値上げをしなければならないこととなります。熊石簡易水道事業でも同じようなことが起こると思われまます。そして全部適用した場合、一般行政から切り離されることから生じる出納事務や給与事務など、さまざまな業務量が増加することにより、現行の職員体制ではカバーしきれなくなり、職員の増員を要求させていただくことが起きるかもしれません。このような理由から現時点では一部適用を選択し、近い将来で使用料の値上げを検討、法適用後の業務運営状況を見極めて、将来の全部適用に向けた検討準備を行っていきたくと考えてございます。

それでは別冊の八雲下水道事業地方公営企業法適用基本方針を 1 枚めくって 1 ページ目をご覧ください。1 番はじめには、八雲町の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の概略、令和元年度末の施設の整備、各事業の役割、現状と課題、地方公営企業法適用の必要性などについて記載してございます。詳細の説明は割愛させていただきます。

次に 2 ページをお開きください。2 番 法適用化の背景では地方公営企業法の適用の背景、(1) 総務省からの要請などについて記載してございます。3 ページをご覧ください、(2) 下水道事業の状況では令和元年度末の推進化率 (3) スtockマネジメントの推進により施設の長寿命化を図るなどを記載してございます。次に 4 ページをお開きください。(4) 経営戦略の推進とは。八雲町において平成 29 年 3 月に平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年の経過期間で経営戦略を策定し、さらなる経営改革を推進する取り組みを行うまで記載してございます。5 ページをご覧ください。3 番、法適用化の目的でございませうが、(1) 法適用化の意義について記載してございます。6 ページをお開きください。(2) 法適用化の目的。続いて 7 ページの (3) 法適用化の効果について記載してございます。

次に 8 ページをお開きください。(4) 会計方法の違いで、これまでの官庁会計方式が現金主義、単式簿記であるのに対し、地方公営企業法適用後の公営企業会計が発生主義、複式簿記であること、決済についても違うことなどを記載してございます。一部適用により地方公営企業法の財務規定を適用すると、貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳等を策定することにより、一般行政で採用されている単式簿記では実態が見えにくい減価償却費などの経費を把握することが可能となります。これにより利用者からの収入によって事業を継続すべく、損益計算を適切に行い、経営成績や財政状況を的確に把握でき、使用料改定の明確の根拠を示すことなどもできるようになると考えてございます。

次に 9 ページをご覧ください。4 番八雲町下水道事業の概要で事業の概要を主な施設の管理数量、終末処理場およびマンホールポンプ所の概要、下水道事業の沿革などについて、11 ページまでで記載してございます。熊石簡易水道事業の基本方針においても 8 ページから 9 ページまでに同様の記載がございませう。なお、細かい説明は割愛させていただきます。次に 12 ページをお開きください。事業概要における下水道処理区域の一部を八雲および落部と熊石の分を掲載しております。13 ページをそのままご覧ください。5 番、法適用化基本方針 (案) ですが、(1) で対象事業、(2) で法適用の範囲を検討している旨、記載してございます。14 ページをお開きください。(3) の組織体制。15 ページ目で、今後のスケジ

ジュールを記載してございます。中段の6番固定資産台帳の整備では、15ページから21ページまでで、令和3年度に実施予定の固有資産の調査及び評価、固定資産台帳整備の方針などについて記載してございます。なお、詳細は割愛させていただきます。

飛んで22ページをお開きください。7番、移行事務手続きでは、令和4年度に行う、さまざまな事務手続きについて記載してございます。まず22ページでは条例改正などについて、23ページでは関係部局との調整について。24ページをお開きください。24から25ページまでは、予算編成について。26ページをお開きください。26ページから27ページまでは、打ち切り決算について記載してございます。

令和5年4月1日から地方公営企業の適用により企業会計へ移行するため、前日の3月31日で会計を精算し、企業会計へ引き継ぐため、打ち切り決算を行います。一般会計でいうところの4月5月の出納整理期間は、この移行に伴っていませんので、3月31日で打ち切りとなります。出納整理期間は存在しないため、なお、資金不足が生じないように、十分に留意してまいりたいと存じます。28ページをお開きください。8番システム導入基本方針では、会計システムの導入に必要な方針を整理・検討する内容となっております。なお、すでに企業会計である水道会計は株式会社ぎょうせいのシステムを導入してございます。

29ページをご覧ください。9番、最後には、地方公営企業法を適用する意義を記載して締めくくってございます。今後、この基本方針に基づきまして、残り2年間で企業会計へ移行する事務手続きを進めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただいま説明を行いました、基本方針につきましては、今後パブリックコメントを経てですね、3月中に策定する予定でございます。また、今後、令和3年度には固定資産の調査の実施。令和4年度については諸般の事務手続きを経て、令和5年4月からの企業会計の移行を目指しております。なお、国のスケジュールからいうとですね、1年前倒しで進めております。今後、諸般、諸々の国の交付税等そういうものも見極めながら令和5年4月が良いのか、そこは最終年度の令和6年4月が良いのか、見極めながら最終的に決めたいと思いますが、現状とすれば、ちょっと1年、前倒しして令和5年4月の移行を目指して進めているところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問・ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 公営企業会計のほうへ移行すると、最初に言われたような値上げは避けられないということですか。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 人口ですね、3万人以上のところについては、すでに企業会計へ移行している町もございます。近くでいうと北斗市とか七飯町あたりではしております。そういうところを見るとですね、移行と同時に値上げというふうには必ずしもなっ

いないということですが、現状は補佐から説明したようにですね、企業会計ですべてを賄うということになれば、資金不足となりますので、それは企業会計へ移行するしない問わず、料金の見直しは必要になってくると考えております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 資金不足なおかつ一般会計からの繰入が見込めないということなんですよね。そうするとその銀行から借りるとかっていうのはあるんですか。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 銀行から借りるということは基本的にはないです。ただ一般会計から繰入れするのに、今現在、特別会計でやっているものが公営企業法の適用を一部にしる全部にしる行ったときに、これまでどおりの一般会計からの繰入を行った場合に、果たして交付税がどれだけ措置されるかというのが、現状として、まだ調べ切れておりませんので、その行方を見ながら判断していきたいと思いますので、基本的には銀行から借りるといったことはいいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 経営の見直しというか、経営状況を掌握するんだったらやっぱり企業会計のほうがいいと思うんですね。ですからそれは私もこれまでの経過を見てると、やっぱり前向きに捉えたほうがいいんじゃないかなと思います。そこで、先ほど今、交付税のお話がありましたけれども、この企業会計に変わることによって、今、特別会計でやっている部分で、交付税措置されているものと、企業会計に変わっていったときに、その交付税が減額されるのかどうなのかというのは、今の時点ではまだわからないということですか。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） いわゆる基準内の繰入部分、それと基準外ということになってくるかと思えます。この企業会計へ移行した場合については、基準内の部分については影響は出てくるのかなと。

○委員（斎藤 實君） 基準内。

○環境水道課長（田村春夫君） 基準内には影響が出てくるのかなというふうに考えています。ただ、その辺もですね、多分影響が出るんだろうということですが、実際にやってみないとどういうふうになるか。そうすると結局、先ほど不足分を銀行から借りれるのかという話もあったんですけども、実際は一般会計からの繰入となってきて、その交付税の裏打ちがなければ、結局、一般会計の負担が増えていくということになりますので、そういうことも含めて、料金とかいろんなものを検討する必要があるのかなと考えております。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） そうだろうなと思うんですけども、ただ企業会計することによって、佐藤さんが言うように、値上げが必要だよということだけが、あまりにも先行してしまうとですね、ちょっとどうなのかなと僕自身は疑義を持つんですよ。これは町長の施策にもなると思うんですけども、やはり町民の生活の身近に関わることでありますからね、やはり町長の政策として、北海道一安い水道料を持つ八雲町だよと。こういうことを目指すことだってできるわけだから、その辺のところはですね、ただ、値上げありきでなくて、町理事者と、その辺、十分検討しながら進めてほしいなというふうに思います。

○環境水道課長（田村春夫君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 私の説明も悪かったかなと思いますけれども、あくまでも交付税の減額部分とか、そういう経営状況が厳しくなるからということでの値上げということではなくてですね、料金体系そういうものすべて含めて見直しを検討する必要があるかなと考えております。

また、先ほど言ったように、たとえば3倍、2倍という部分でいうと現実的には今の段階ではちょっと考えづらい数字なのかなと考えています。今の意見を含めて今後の検討の材料として考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） ちょっと一つ教えてください。上水道の場合は、管の更新というのが当然、数十年に一回必要になってくるということでございますけれども、下水道についてもポンプだとか機器類は当然、更新しなければならない。これ環境というのはどういう基準がありますか。下水道に関して。

○環境水道課下水道係長（佐藤農之君） 委員長、環境水道課下水道係長。

○委員長（赤井睦美君） 下水道係長。

○環境水道課下水道係長（佐藤農之君） 関口委員のご質問ですが、下水道環境の更新についても基準と耐用年数に合わせて老朽化している管に関しては、順次更新していかなければならないというふうになっています。ただ、八雲町ですけれども、まだ更新期間がきていませんので、もう5年10年先から事業を進めていくかたちになると思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） やはり将来的には、そのような部分も考えていかなければならないということなんですか。わかりました。

○委員（斎藤 實君） なければもう一つだけ。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 先ほど、将来的には全部適用のほうに移行する話もありましたけれども、八雲の町村の中で、やっぱり全部適用は将来的には持っていかなければならないという、国の方針もあるんですかね。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（吉田種榮君） 基本的には国はまだ全部適用までしなさいというところまで明示しておりません。まずは一部適用であっても全部適用であっても、どちらかを選択して企業会計へ移行しなさいという意味合いでは来ています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

【環境水道課・地域振興課職員退室】

【保健福祉課・住民サービス課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、新型コロナワクチンの接種事業の検討状況について、ご報告よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 委員長、保健福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 新型コロナウィルスワクチンの接種につきましては、各種報道等でもいろいろな情報がされておりますけれども、まだまだ決まっていない情報が多くありまして、特にワクチンがどの程度日本に入ってきて、いつ入ってきて、どの程度八雲まで回ってくるのかというのが見えない状況の中で、予約枠どうなるのか。接種体制についても、医療機関との接種の体制というか、接種日等については調整はしてるんですけども、ワクチンが少なかったら枠も設定できないということも、いろいろまだ課題があるんですが、いずれにしても現在までの検討状況について、本日はご報告させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） それでは、私のほうから接種体制についてご説明したいと思ひます。資料の別紙のほうになります。

まず1ページ目の下段の八雲町における接種体制の考え方、接種体制については大きく三つに分けて考えておりまして、まずは多数の接種希望者に対応する接種体制として、当初は町が設定した会場における集団接種を中心に実施していくということと、多数の予約の受付を可能とするための人員体制を確保していきたいと考えております。続いて接種者の利便性を考慮した接種体制、複数の集団接種の会場の設定と、送迎バスの運行などを検討しております。続いて接種における連携体系の構築としましては、町内の全医療機関による施設体制の構築を行いたいと思ひます。また、八雲町内での連携体制を確保していきたいと思ひっております。

続いて2ページになります。接種体制の概要としましては、八雲地域での会場としましては、集団接種をメインに接種体制が整った医療機関から個別接種を実施していきたいと考えております。集団接種の会場は町民センター、はぴあのほか落部町民センターを臨時ではありますが確保してあります。予約については、予約センターを設置して行っていただくこととしております。熊石地域の会場では、熊石国保病院での個別接種を行いたいと思ひてお

ります。予約については熊石総合支所へ行っていただくことになります。下段の実施期間ですが、住民への接種は早くても4月上旬以降となります。接種の順としましては、はじめに医療従事者が3月中旬より開始いたしまして、続いて高齢者、65歳以上の方が4月上旬という話でしたが、報道等で、さらに遅れるんじゃないかという話がありますので、今後のワクチンの納入次第だと思っております。

続いて3ページをご覧ください。接種対象者の概数でございます。八雲町の人口はご覧のとおりで、現在のところは16歳未満の方以外を対象として、約1万4,100人を見込んでおります。下段の接種会場ですが、先ほどの説明のとおり八雲では3会場、熊石は国保病院での接種を予定しております。続いて6ページです。接種者の想定です。65歳以上の高齢者は5,800人、接種率を借りですが70%と想定しまして、2回接種で8,100回の摂取が必要となります。一時間当たり40人、週当たり820回接種することで、10週間で2回の接種が完了する想定であります。今後さらにシミュレーション等を行い人数調整していきたいと思っております。下段の接種実施医療機関、医療従事者等の確保ですが、新型コロナワクチンの接種にあたっては、多くの接種実施医療機関、医療従事者が必要となるため、町内すべての医療機関の協力により確保していきたいと考えております。

5ページになります。高齢者施設の入居者への接種です。町内の高齢者施設の入居者数は約300人で医療機関の協力の基、施設での接種を予定しております。下段の(5)高齢者施設の従事者への接種。高齢者施設の従事者については、クラスター対策推進のため、高齢者と同じタイミングで接種を考えており、これも各施設への接種を考えております。6ページ目になります。(6)訪問診療受診票については、訪問診療の際に接種ができるように医療機関と調整していきたいと思っております。基礎疾患を有するものについては、高齢者の次の接種順位となります。

最後に一般住民が対象となります。下段の接種時期に実施すべき対応の(1)事前周知から接種までの流れ。まずはじめに事前周知として、3月になりましてから町広報折り込みチラシ、町ホームページ等で町民に周知したいと考えております。続いて接種券等の発送として、まずは接種券やお知らせを対象の高齢者に送付いたします。その後、予約開始、予約案内、予診票の発行、接種という流れになります。これは現時点の計画であります。状況は常に変化しておりますので、それに合わせた対応をしていきたいと考えております。

7ページ目をご覧ください。(2)町設置会場での集団接種の流れについては、記載のとおり計画しております。飛びまして9ページ目をご覧ください。(4)予約センター、予防接種の実施に当たり多数の予約を受け付ける体制の確保が必要となるため、八雲地域の接種会場については予約センターを設置いたします。熊石地域の設置会場については熊石総合支所で予約を受ける予定となっております。なお、予約の方法ですが、電話での予約のほか、インターネットでの予約の受付の方法も現在検討しているところでございます。下段(5)送迎バスの運行、八雲地域、熊石地域ともに各地域から接種会場までの送迎バスの運行を検討してございます。

最後が10ページ目になります。(6)ワクチンの管理。超低温でのワクチンの保管やワクチンの在庫管理について対応していく必要がありますので、それについて対応していきたいと思っております。(7)副反応に対する対応方法としましては、町民への事前の情報提供、そ

して副反応が生じたときの対応などについて事前に準備していきたいと考えております。

(8) 住民への情報提供。こちらは随時、広報、ホームページ、当初は3月になりますが、その後も随時周知していきたいと考えております。接種の順番ごとに個別周知、接種券の発行等を行っていきたいと思います。

最後に人員体制の確保としまして、集団接種会場には事務職員8名など、計13名の人員を配置する予定ですが、当面の間は何が起こるかわかりませんので、人員を多めに配置しまして対応していきたいと考えております。

以上、簡単ですが接種体制の説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

○保健包括支援係長（谷口健一君） 委員長、保健包括支援係長。

○委員長（赤井睦美君） 包括支援係長。

○保健包括支援係長（谷口健一君） それでは、私のほうから周知スケジュールについて、ご説明させていただきます。今日、追加で配付させていただきました、新型コロナウイルスワクチン接種事業周知スケジュールをご覧ください。

先ほどご説明しておりますが、まずは3月号の町広報にてチラシを折り込みまして、まずは予防接種の基本的な事項と優先順位、接種会場など、現在まだ決まっていないことが多いのですが、概要についてお知らせをいたします。まだ決めていないことが多いので、未定の部分が非常に多いのですが、現在お知らせできる内容を掲載して配布したいと思っております。なお、八雲地域と熊石地域での接種体制が違うため、別々のチラシとする予定となっております。

そのほか広報につきましては、4月号広報、5月号広報ということで、接種が終了するまで、新たな情報、また変更することがありましたら、その都度、広報にてお知らせをしますが、なにより町ホームページが随時更新できるということも多いですので、町ホームページにつきましては3月1日に公開を予定しております、3月の広報にページのURL、二次元コードを掲載しまして、すぐ目的の場所に飛べるようにしたいと考えております、ホームページにつきましては、変更がある都度、更新をしていきたいと考えております。

新聞折り込みのチラシにつきましては、全町民が新聞を取っているわけではないということから、基本的に実施する予定はありませんが、町の広報に間に合わないなどは活用を検討していきたいと考えております。そのほかの周知につきましては、3月下旬に介護サービス従事者が集まる会議を予定しております、そのときに介護サービス従事者に対してご説明をする機会を作っていきます。そのほか、この時期ですので町民の方が集まる機会というのがどうしてもないので、直接説明する機会はなかなかありませんが、会議等、集まる機会がある場合には説明に伺いまして、説明していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） それではこのことについて、質問、ご意見ございませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 先ほどから説明があるように、ワクチンが入ってくるにも、まだ不透明なところがたくさんあるという状況は私も理解いたします。ただ、そこで今、想定され

ているのは、冷凍庫、保管するところ、温度が低い 70℃以上のものでないと駄目なのかどうか。そういうようなワクチンの想定の仕事なのか、その辺。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 75℃。その温度で保管しなければいけないということで、国のほうから冷凍庫の配布がすでに。

○委員（斎藤 實君） 来てるんだ。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 明日ですね。それ総合病院のほうに配置して、総合病院で電源も確保されていますので、病院のほうで保管するというかたちで調整しております。

○委員（斎藤 實君） あともう一点。ワクチンきたときに受け入れ体制として、総合病院に持って行くという考え方になるのだろうか。打つ場所に、保管する場所に持って行くという考え方なんだろうか。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） そうですね。一旦すべて総合病院のほうにワクチンが保管されて、解凍してですね、接種会場に運んでいくというかたちになります。

○委員（斎藤 實君） 小さいことで申し訳ないけれども、受払簿なんか作るものなの。全くそういうものは考えてないの。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 一応、システムでですね、いくら出したよとか、いくら入ってきたよっていうのが、全国共通のシステム、V-S I Sっていうんですけども、そういうのがありまして、そちらのほうで。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 通常業務のほかに大変でしょうけれども、よろしくお願いいいたします。一つだけ教えてください。ワクチン接種率というのは、まだ不透明なんでしょうが、自治体ごとの接種率の公表という部分については、なにか来てるんでしょうか。公表しなければならぬだとか、そういうことというのは。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 課長補佐。

○保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 今、接種率について公表とかというのは、今のところそういう話はないです。国のほうでも接種率が何パーセントまでということも、そういう目標も特段、今のところはないので、おそらく今後もないのかなと。ちょっとわかりませんが。今後の状況次第かと。

○委員（斎藤 實君） もう一点。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 細かいことでごめんね。注射器なんかは6回分取れるようなやつでもう来てるの。

- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。
- 委員長（赤井睦美君） 課長補佐。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） まだ、そういう情報は入ってませんので、おそらく来るとしても相当あとになるのではないかなと。今は5回で計算をすべてしています。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。新聞折り込みって結構お金がかかりますよね。よく事業をやるときに、対象がもちろん16歳以上だけれども、ご家族の皆様へということで、幼稚園、保育園、小中学校に子どもを通していくのも良い方法かなと思うんですけども。ご家族の皆様ですよ。16歳以下は接種しないから。ご家族の皆さんの接種についてこんな感じですよというのはいいんじゃないかなと。新聞よりも、うちの園でいくと本当に新聞を取っていないご家族が多くて、直接、お手紙を渡したほうが早いという感じもあるので、もしよければご検討をよろしく願いいたします。国ははっきりしないのに、町ははっきりできるわけないから、大変だと思いますけれども。
- 委員（斎藤 實君） 対応はね。本当に大変だ。ただこれ、ごめんね。文書は国から来るの。道から来るの。このコロナについて。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 委員長、課長補佐。
- 委員長（赤井睦美君） 課長補佐。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） 基本はですね、一応、道からなんすけれども、ほとんど道のほうは、国から降りてきたものを市町村に流しているというかたちで、直接、道主導で動いているということではない。
- 委員（斎藤 實君） 国から来たものが市町村に道を経由して文書的なものが来るという、そういう理解でいいですか。
- 保健福祉課長補佐（佐藤哲也君） そうですね。ただ、今、システムというか国からの情報も直接市町村で確認できるようになりますので、時差はないかなと。
- 委員長（赤井睦美君） ほかになければこれで終わります。わかり次第、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【保健福祉課職員・住民サービス課職員退室】

【熊石国保病院職員入室】

- 委員長（赤井睦美君） それでは、医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金について、よろしく願いいたします。
- 国保病院事務次長（目谷文尚君） 委員長、国保病院事務次長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務次長。
- 国保病院事務次長（目谷文尚君） 医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金について説明させていただきます。

資料の1をご覧ください。補助金名ですが、医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金となっております。当該事業は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクと厳しい環境のもと、最前線に対応している医療従事者の勤務環境の改善・向上について支援する目的で創設された北海道単独の事業となります。

2の対象医療機関につきましては、令和2年12月末日までに、北海道から発熱者等診療・検査医療機関に指定された医療機関が対象となります。3の対象経費につきましては、休憩室や更衣室などにおける医療従事者の希望に沿った感染防止対策に必要な経費で、各医療機関からの申請は1回限りとなっております。4の補助率についてですが、病院については上限額150万円までは全額補助となっております。5の整備品目につきましては、感染防護用資材として、N95マスクや、手指消毒液、プラスチック手袋等に40万4,000円、感染防止対策用備品として、非接触型体温測定器1台の購入に34万1,000円の計74万5,000円を見込んでおります。

当該事業につきましては、3月定例会補正予算のほうへ上程することで進めているところです。以上で、医療機関等勤務環境改善支援事業費補助金の説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（斎藤 實君） 一点だけ。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） マスクと体温測定器についてはわかったけれども、病院としてコロナに対するなんというのかな、そのほかの、たとえば加湿器なんか、そういう必要性はないんだろうか。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 今のご質問ですけれども、先ほど去年のですね、12月定例会で補正をお願いしたところですね、国のコロナウイルス感染症の国庫補助金、これについてですね、活用させていただきまして、空気清浄機、またゾーニングするための、当院はパーティションじゃなくてカーテンをですね、新たに設置してですね、一般患者と、疑わしい患者のゾーニングを図ったところなんですけれども、カーテンの設置等も含めて、国庫補助金を12月の補正予算で、ご審議いただいたときにですね、コロナ対策として活用したところでございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。対象経費が休憩室や更衣室って、医療従事者の方の希望に沿ったっていうんですけれども、一応これを見ると休憩室とかじゃなくて、本当に診療室というか診察室というか、患者さん向けのもので、休憩するときに何が必要なのかと言われたら、私もまったくわかりませんが、そういうものも少しは含まれてるんですか。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 対象経費、委員長おっしゃったとおり、休憩室、更衣室など医療従事者の希望に沿った、そういったものという対象経費を定められておりますけれども、当院のスタッフの休憩室はですね、手狭な休憩室で、なるべく密にならないように時間差で休憩を取りながら、また職員食堂もあるんですけれども、そこもご飯の時間をずらしながら密にならないようにという休憩室の使い方をお願いしているところですので、休憩室に新たに何かを用意するというのをですね、みんなとお話したところ、そこは望まな

いと。ただ今後も現場に出てマスク・手袋等ですね、病院としても確保できるように、そっちのほうに補助金を使ってほしいということで話し合いの基決定したものですから、今回の対象経費につきましては、先ほど説明したとおりマスク等の消耗品、感染防護用護資材と、そのほかにですね、もう支出済みではありますけれども、非接触型の体温測定器。これを補助対象として、今回活用させていただきたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） 測定器だから体温計とは違うの。これはピッピッじゃなくて、通ると光るやつですか。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 携帯電話のスマートフォンのようなディスプレイを持っている体温測定器で、自動的に顔を近づけると感知しまして、その方の体温がデジタル表示されると、そういった機器になっております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） いいわ。いいわ。

○委員長（赤井睦美君） いいですか。ほかにないですか。なければこれで終わります。

【熊石国保病院職員退室】

【八雲総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは早速、経営アドバイザリーの効果額等成果見通しについて、よろしくお願いたします。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 委員長、医事課参事。

○委員長（赤井睦美君） 医事課参事。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 経営アドバイザリーの効果額等成果見通しについてご説明いたします。経営アドバイザリー事業につきましては、病院経営コンサルタントの小林先生にご指導いただきながら、令和元年度より継続的に取り組みを進めており、令和2年度までの2年間における主な取り組み状況につきまして、ご報告いたします。

資料1、1ページ目をご覧ください。（1）入院料収入アップの取り組み状況でございますが、1番から8番につきましては、各病棟の入院料ランクアップおよび病棟の転換並びに各種加算の取り組みにより増収が図られたものであります。

1番、回復期リハビリテーション病棟についてですが、この病棟は脳血管疾患、骨折や長期の安静治療で身体機能が低下した状況など、リハビリテーションの必要度が高い方を対象に集中的にリハビリを行い、社会復帰・家庭復帰を目指すことを目的とした病棟であります。入院料は6から5、さらに3へランクアップし、効果としましては、年間約2,060万円の増収を見込んでおり、入院料5は令和2年2月1日、入院料3は令和2年9月1日より、それぞれランクアップし、算定を開始しております。

2番、地域包括ケア病棟は、急性期の治療を終了し、症状が安定した患者さんに対して、在宅復帰に向けて安心して退院いただけるように、医療管理・治療・リハビリ等を行うことを目的とした病棟でございます。地域包括ケア病棟入院料2への転換につきましては、病床利用率や平均在日数等を調査・試算した結果、診療報酬上、増収が見込まれることから取り組みを進めたものであり、40床分を急性期一般病棟から地域包括ケア病棟2へ転換することにより、年間約4,100万円の増収を見込んでおり、令和2年3月1日より算定を返しております。

3番、急性期一般入院料につきましては、入院料5から入院料4へランクアップし、年間約220万円の増収を見込んでおり、こちらにつきましても令和2年3月1日より算定を開始しております。

4番、障がい者施設等病棟につきましては、国の定める基準により重度の肢体不自由者や重度の意識障害者、難病患者などを主として入院させるための病棟とされております。対象となる患者さんにつきましては、ある程度、制約はあるものの、当院で以前より運用しておりました、療養病棟で入院療養中の患者さんのほとんどがこの基準に該当し、かつ看護配置等他の基準も満たすことが可能となったことから取り組みを進めたものであります。この病棟転換により年間約3,690万円の増収を見込んでおり、令和3年1月1日より算定を開始しております。

5番、夜間100:1急性期看護補助体制加算は当院提案による取り組みでありまして、看護師の負担の軽減や業務分担等の観点で、看護業務を補助する看護補助者を配置している体制に対して評価される制度でありまして、年間約2,660万円の増収を見込んでおり、令和3年1月1日より算定を開始しております。

6番、認知症ケア加算2、7番、入退院支援加算1、8番、せん妄ハイリスク患者ケア加算の各種新規取得につきましては、当院におきましても検討していたものであります。小林先生からのアドバイスをいただき、新規取得に向けた後押しをしてもらったもので、それぞれ記載のとおり効果額を見込んでおります。

1番から8番までの入院料収入アップに関する合計では、年間約1億3,510万円の増収を見込んでございます。この効果額につきましては、各項目の算定開始時期がさまざまありますので、すべての項目を1年間通して実施した場合の効果額として試算したものであることを申し添えさせていただきます。

2ページをご覧ください。(2)経費削減ですが、1番から3番につきましては、出張医師に係る賃金の削減であります。1番は内科待機料の見直しで年間約240万円の削減効果。2番は、各診療科における賃金の見直しで、年間約770万円の削減効果。3番は、眼科、脳神経外科の週末待機廃止により年間約2,340万円の削減効果で、1番から3番の出張医師賃金の総体では、年間約3,350万円の削減効果となっております。4番、SPDの導入についてですが、SPDとは院内の診療材料や薬品、消耗品などの物品を一元管理し、適切な在庫管理、物流を支援する院内物流管理システムの総称であります。導入に伴うメリットはあるものの、かかる費用も高額であり、検討の結果、費用対効果の観点から導入を取りやめたものであります。

5番、診療材料等の価格交渉につきましては、当院における主な納品業者4社を対象に、使用品目について、再度見積もり依頼しているところであり、現在継続的に価格交渉を進めているところでもあります。6番、医療機器レンタルから購入への変更は、旧療養病棟、現在の障がい者施設病棟になりますが、そちらにおいて生体情報をリアルタイムで監視するための医療機器について検討したものであり、従来は機器のレンタル費用のほか保守費用、診療材料、消耗品等すべての費用を含む価格構成により、レンタルとして運用してきたものであります。これに対して当該機器を購入し、かかるすべてのランニングコストを含めた場合の総費用を試算した結果、購入したほうが有利であることが明らかとなったため、購入を進めるものでありまして、年間で約290万円の削減効果を見込んでおります。

7番、8番は、電子カルテシステムにかかる経費の削減でございます。7番の保守費用につきましては、価格交渉により、年間約150万円の削減効果となっております。また、8番につきましては、電子カルテシステムの更新にかかるものでありまして、現在のシステムは、OSがWindows7により作動しておりますが、Windows7につきましては、既にサポートが終了しているところでもあります。この電子カルテシステムを少しでも長く使用することが、懸案事項でありまして、延命するための方策として、新しいOS、Windows10の対応が技術的に可能かどうかの交渉を継続的に進めてきたものであり、交渉の結果、こちら側の要望どおり対応できる旨の回答が得られたものであります。これによりシステムの更新時期を延期することができたものであり、効果額としましては、単純比較計算はできませんが、仮定として5年間の使用から2年間延長し、7年とした場合の試算として、年間約1,260万円の削減効果となります。(2)経費削減に係る1年間に換算した効果額の計は5,050万円となっております。

次に(3)看護体制整備についてですが、すべてに関して具体的な効果額をお示しすることができませんが、勤務環境の改善等が図られております。主な取り組み項目としまして、1番、夜勤2交代制の完全導入ですが、令和元年10月より順次、2交代制を導入しておりまして、令和2年2月から完全2交代制の病棟勤務となっております。看護部内でも当初は否定的な意見もあったようですが、これにより従前の3交代制と比較して時間外勤務の縮減・余暇時間の拡充・勤務表作成作業の軽減等が図られております。

2番、外来当直の見直しですが、3名体制から2名体制へ変更してございます。1名減となりますことから、開始当初は不測の事態に対応すべく、職員が待機する体制をしておりましたが、現在は待機体制も廃止しておりまして、仮に不測の事態が発生し、応援が必要な場合は病棟から応援に入る体制が確立されております。このことにより一人当たりの外来夜勤日数の軽減が図られるなど、業務の環境改善にも寄与しています。効果額は年間約480万円の経費削減を見込んでおります。3番、外来看護師体制の見直しですが、以前は同じ診療科の看護師が外来と病棟を兼ねる、縦の管理でしたが、令和2年度からは外来看護師は診療科に関係なく外来診療に関わることとし、横断的な業務体制としたものであります。

次に1ページにお戻り願います。ただ今、説明いたしました、(1)入院料収入アップ、(2)経費削減、(3)看護体制整備の取り組みにより得られました効果額の総体としましては、右側上段になりますが、1年間で約1億9,040万円の経営改善効果と見込んでおりま

す。この2年間、小林先生のご指導により大きな経営改善効果が得られましたことに対して、感謝申し上げるところであります。

令和3年度以降の取り組みについてですが収入、経費ともに、これまでの実績に対する継続的な取り組みと将来的な課題としての提案はございますが、大きな取り組み事項としては、当初の目標をほぼ達成したものと考えております。今後は現在月1度のペースでご指導いただいているものを常に相談できる体制を維持しつつ、年2回程度の訪問指導とし、これまでの取り組み状況や経営状況など経過報告した中で、評価・検証していただくかたちでのアドバイザー事業として、引き続き小林先生にご指導いただくことを検討しているところであります。

さらには、令和3年度の新たなアドバイザー事業についてご説明させていただきます。先ほどご説明いたしました、経営コンサルタントの小林先生による指導のほか、令和3年度は医事課業務、とりわけ診療報酬請求に精通したアドバイザーの先生をお迎えしてのアドバイザー事業を検討しているところでございます。医事課は患者様が来院された際に、最初と最後に対応する病院の顔ともいえる部分であり、病院経営におきましては、収入の大半を占める診療収入を請求する重要な部門であります。

また、保険請求事務は専門性が非常に高く、通常の診療報酬請求事務のほか、返戻、査定減分析、施設基準の届け出、適切な管理、さらには2年に1度、大きく改定されます診療報酬改定の対応など、業務は多岐にわたり、特に高い知識と経験が必要となる職種であります。現在、当院職員におきましても鋭意努力しているところでありますが、外部からの専門的なご指導を受けることにより、さらにスキルアップ、体制、業務の効率化や職場環境の改善などが図られるものと期待するところでございます。

アドバイザーの先生につきましては、市立函館病院の事務長を務められた方で、講演や医療機関の指導等、道内外で活躍されている、大変有名な方でございまして、函館市在住の秋元浩さん、現在62歳であります。来月3月までは松前町立松前病院で医事統括として在籍しておりまして、大きな効果を得ていると聞いております。実は昨年も二日間の日程で当院の診療報酬請求事務の内容をご指導いただいた実績もございまして、当院のご支援をお願いしたところ、ご快諾をいただいたところでございます。

以上、大変雑ぱくではございますが、総合病院経営アドバイザーにかかる報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） すみません。多分、説明されたと思うんですけども、見方のところで、私はわからない部分がありますので教えてください。

まず1枚目なんですけれども、入院収入アップって下のほうに1億3,510万円ってあって、それから上のほうに1億9,040万円というのがあるんですけども、この合計額の違いというのが、ちょっとよくわからないものですからお願いします。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 委員長、医事課参事。

○委員長（赤井睦美君） 医事課参事。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） ただ今のご質問ですけれども、1億3,510万円、これは入院料収入アップ、あくまでも収入の効果額ということでございまして、この右側上段にある1億9,040万円というのは、2ページ目にもございます、経費の削減等すべて含めたかたちでの金額と整理してございますので、よろしく願いいたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 1枚目の5番の夜間100:1というのは、夜間は患者100人に対して看護師1人という考え方ですか。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 委員長、医事課参事。

○委員長（赤井睦美君） 医事課参事。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 5番の関係でございましてけれども、今、委員おっしゃられたとおり、看護補助員、いわゆる補助看といわれる方の配置に対して評価されているものでございます。簡単にいいますと、患者さん100人に対して補助看が1人というふうに考えていただければと思います。お願いいたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） そうすると補助看ということなので、補助じゃない人もいるということですか。

○委員（千葉 隆君） 看護師の補助。看護師資格のない。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 委員長、医事課参事。

○委員長（赤井睦美君） 医事課参事。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） すみません。説明不足で。基本的には看護師が当然、夜勤されておりますけれども、その看護師を補助する補助看を配置したその体制に対して、増点といいますか収入されるものでございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにございせんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 昨年、確かアドバイザーの先生から、救急患者が八雲町に病院に搬送されれば、もっと収入が上がるという話をされていたんですけれども、その辺の流れはどんなふうになっていますか。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） 委員長、医事課参事。

○委員長（赤井睦美君） 医事課参事。

○総合病院医事課参事（長谷川信義君） ただ今の委員のご指摘の部分ですけれども、確かに小林先生から救急患者さんを直接受け入れれば、もっと増収されるだろうとご指導を受けたところでございます。今現在のルールとしましては、この北渡島・桧山の二次医療圏につきましては、それぞれの自治体の救急指定病院、長万部であれば長万部町立病院、今金であれば今金国保病院にまずは運ぶというルールになってございます。これを直接、八雲総合病院、センター病院に運ぶということになりますと、実は当院だけの問題ではなくて各自治体間の調整、あと消防の問題、あとなによりも医師会の調整が非常に難しいのかなというこ

とで、小林先生からご指摘、ご指導を受けているんですけれども、これは少し時間がかかるのかなというところで整理をしてございます。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 実はですね、なぜこれを聞いたかという、12月25日にね、まきた病院に、胸が苦しいということでかかったら、その患者が心臓の24時間の検査をしなければならないということで、まきた医院から総合病院に電話したら、昼で終わりましたからと断られたというんだよね。同じ八雲町にいて、経営アドバイザーからそういう話が出ているにもかかわらずね、断るとするのは。そして八雲の町民なわけだ。なぜそんなふうな、結局受け入れ体制ができていないのに、結局、アドバイザーだけの考え方で話が出てたのか、そういう計画だったのか、病院のほうにかけたら昼前だったんだけど、昼で終わりますって断られたって。その患者は函館の国立病院まで行ってるわけだ。それで国立病院で入院して、結果を調べてもらってきてる。だから地元の間がそういうことになってるわけだ。だから今後そういう体制をさ、どうやって考えていくのかなっていうふうに思ってるんだけど、もし考えがあれば教えてもらいたいんだけど。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治君） 確かに今言われたような対応があったと思います。というのは、すべての救急の患者様の対応に関しては、できる限り当院で一時的に治療なり患者様の状態を把握しながらですね、対応して、もしうちの病院で対応できなければ函館の救急病院のほうに搬送するというルールができてはいるはずなんですけど、その時の状況をちょっと私は承知してないんですけれども、本来であれば、まきた先生のほうからドクター・トゥ・ドクターで、こういう患者様がいますと。それで一旦うちのほうに患者様を入れて、状態を診た中で、どうしてもうちの病院で診れなければ、函館のほうに搬送するというルールになってると思います。

その時、どのようなやりとりがあったのか、たまたま循環器の先生がいなくてですね、そのままやり取りの中で診れないと言ってしまったのかもしれませんけれども、今後はそのようなことがないように、必ず、一時救急にもなっていますので、必ず救急の患者様については、一度うちのほうで救急で受けるというルールは徹底したいと思います。さらに対応できなければ、函館のほうの救急病院のほうに搬送するというような対応をしてまいりたいと思います。

それと、小林アドバイザーのほうからはですね、救急業務を、救急の患者様を受けるともっと、もっとうちの経営的にもプラスになるという意見はいただいております、当然、首都圏でいわせると、救急に関しては消防隊員の裁量で必要な病院のほうに搬送するということになっています。それで北渡島・檜山以外の函館圏、江差圏、それから西地区なんですけれども、そういうところに関しては直接、消防の判断で、必要な病院に患者様を送るというふうにシステムがなっていて、この管内だけがそういう体制になっていないということで、小林アドバイザーのほうから、それは函館医師会だとか渡島医師会のようなかたちで対応できれば、まだまだうちのほうの患者の需要があるのではないかと。だからその部分に関

してなんとか医師会だとか、医師の院長だとか、そういう医師が入った中で最終的に決めなければならないんですけれども、すべての救急で、軽度で運ばれている患者様につきましては、長万部、今金、せたな、それから黒松内、島牧、寿都も含めてですね、何百件にも上るはずなので、こういう患者様に関しては、直接、八雲にだとか、そういうちゃんと棲み分けをしたかたちでの受け入れは、今後、望まれるものと思いますけれども、今後、院長にも話は、小林代表のほうからもされておりますので、医師会などの代表が集まって、そういうようなかたちができるものなのかを含めてですね、検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） そういう体制になってるのであればね、結局、1回、総合病院に入ってもらって、それから函館だとか他所の病院に回すようになってるといっているのであれば、なぜその時にね、昼で終わったからという話でなくて、昼前なんだから、なぜそしたら来てくださるか入れてくださって話にならなかったのか。だから結局、まきた先生はやっぱり心臓だと思ってるから、心配だからすぐに函館に行きなさいと言って、函館に紹介状を書いて回したって。だからそういう体制になってるのであれば、もっとやっぱり、そういう徹底してき、その受け入れ体制がそうになっていないのであれば別だけれども、なってるのであれば、そういうかたちでやってほしいなと思っておりますので、今後気を付けてやってください。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければ、条例改正案についてお願いいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは二点目、条例改正案について説明いたします。特に資料はございません。レジメ記載内容をお読み取りいただければと思います。本件は第1回定例会へ上程を予定しております、八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の案でございます。改正の概要であります、令和2年11月27日付で行われた人事院規則の改正に伴うものであり、感染症防疫給仕作業手当の支給区分に、日額1,500円を新設しようとするものであります。当該支給区分の対象となる作業は廃棄物処理など簡易な業務に従事した場合とするものであります。改正部分の適用期日であります、令和2年4月1日へ遡及して適用しようとするものであります。

以上簡単でございますが、条例改正案についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この1,500円の予算は病院に入るものなんですか。それともそれをやった人に入るものなのか。そしてその経費、費用は遡ったもので国から全額来るんですか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 特殊勤務手当でございますので、対象となる業務に従事した職員へ、日額ということで1,500円を支給するものであります。それと財源の関係でございますが、この後、補正予算のところでも説明いたしますが、12月25日から3月31日までの間の、限定的な措置ですけれども、この間に生じたこのコロナ対応の手当てにつきましては、全額、国庫補助ということでお話がございますので、詳しくはそちらで触れたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかになにかありませんか。なければ、補正予算案についてよろしく願いいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは補正予算案について説明いたします。こちらにつきましては添付の資料2をご覧くださいと思います。

第1回定例会へ上程を予定しております、補正予算案といたしまして、一般会計繰入金及び新型コロナウイルス感染症関連補助金に係るものでございます。

一点目の一般会計繰入金に係るものといたしましては、12月算定分の特別交付税のうち、令和2年度に新設されました、不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費の財政措置等によりまして、基準内繰入れとして3億円を増額計上しようとするものであります。新設されました算定項目の趣旨は過疎地域等で経営条件の厳しい地域に所在する二次救急等を担う中核医療機関においては、医療提供体制を確保するための経費が割高であるといった事情を考慮するものであり、出張医、報酬を算定するものであります。

次に二点目であります、新型コロナウイルス感染症関連補助金に係る補正であります。補助メニューは道補助金及び国庫補助金の合計4事業であります。資料記載のNo.1感染症早期受入協力医療機関支援金支給事業は、感染症が確認された初期に要請患者を受け入れた医療機関に対する支援金の支給であり、1,575万円、収入のみの補正であります。No.2医療機関等勤務環境改善支援事業補助金は医療機関等の支援に当たるために、北海道が独自に設置した寄附金を財源とし、医療従事者等の勤務改善及び感染対策の充実に対する補助であります。補正額は補助金上限額と同額の150万円であり、支出内容は感染症患者対応用のユニフォーム、手指消毒剤等の感染防護資材の購入で、いずれも予算内での対応が可能であるため、収入のみの補正となるものであります。No.3インフルエンザ流行期における救急周産期、小児医療機関体制確保事業補助金は、救急等の医療を提供し、かつ感染症の疑い患者を診療する医療機関を対象に、インフルエンザ流行期においても救急医療の体制を維持するための経費を広く対象とした事業であります。補正額は補助金上限額と同様の2,200万円であり、支出内容は外来患者受付関係の新規雇用職員の人件費、感染防護用資材、経常経費である電気代、院内警備委託のほか、自動体温測定記録装置6台であります。自動体温測定記録装置につきましては、新規備品整備のため、支出にも補正予算額を計上いたしますが、その他の支出につきましては、既決予算内での対応となるものであります。No.4新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関緊急支援事業補助金は、厚生労働省が病床がひっ迫し、受入体制を強化する必要があると判断した都道府県に所在する新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療機関を対象とするものであり、確保した病床数に応じて新型コ

新型コロナウイルス感染症患者等の対応のための人件費及び物件費を補助するものであります。人件費は総合病院の職員で感染患者等に対応する職員に支給する、感染症貿易給仕作業手当が対象となり、令和2年12月25日から令和3年3月31日までの支給見込み額388万4,000円が対象となるものであります。物件費につきましては、感染防護資材の購入194万2,000円であり人件費と物件費の合計582万6,000円の全額を補助対象、収入の補正予算額に計上するものであります。なお収入につきましては既決予算内の内容となります。

以上で、補正予算案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。なければ、次、令和2年度決算見込みについてよろしくお願いいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） それでは、令和2年度決算見込みについて説明いたします。添付の資料3をご覧ください。

令和3年1月末現在での決算見込みとしており、本日説明いたしました、補正予算案を加味した内容となっております。①の欄、入院患者数を前年度対比89.5%、外来患者数と93.9%と見込んでおります。減少の主な要因は、脳神経外科、常勤医師不在による入院患者数の減少であります。⑤の欄、入院・外来合わせた診療収益の見通しは、予算対比5億8,000万円の減、前年度対比では2億5,700万円、93.5%水準と見込んでおります。一方で⑦の欄、医業外収益につきましては、第1回定例会において予定しております、繰入金の補正及び、これまでの新型コロナウイルス感染症関連補助金により、大幅な増加を見込んでおります。Cの欄、差引収支は2億6,000万円の損失、Dの欄、期末段階での現金預金高は9億6,500万円、Gの欄、内部留保資金は3億3,700万円になるものと見込んでございます。

以上、雑ぱくではございますが、令和2年度決算見込みの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） では、決算見込みについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 7番の医業外収益というのは、大幅に引き上がっているということなんですけれども、これは3月中には入ってくる予定ですか。それとも5月くらいになるんですか。その辺お伺いいたします。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 補助金の性質上、どうしても3月末をもって確定するものがございますので、実際に現金が収入される時期は4月にずれ込むものもございます。ただ、決算としては4月をまたいでも、令和2年度中の決算の中に含まれますので、そういう考え方をしております。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 内部留保資金が、昨年の決算から見れば大分増えてるんですけども、これはコロナの要因もあるのかな。考え方としてはどうなのでしょう。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 委員長、庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 今、ご発言ありましたとおり、新型コロナウイルス関連補助金の効果もございますし、前段で説明いたしました基準内繰入で特別交付税が付いたというところが、やはり一番大きい要因かと思います。私の説明の中にありましたとおり、脳神経外科の常勤医師がいないことで入院収益が発生することができません。これだけでおおよそ1億7,000万から2億円近く減収になるんですが、この部分を結果的には補助金と繰入金で補えたといった結果論でございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。それでは、医師確保状況について、ご報告よろしく願いいたします。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治君） 最後となります、医師確保の状況でございます。令和3年4月以降の医師体制について、報告させていただきます。

内科体制であります。平成26年4月のピーク時には9名いました医師が、平成30年10月には循環器内科を専門とする医師のみとなりました。平成31年1月と4月、昨年4月と10月、本年1月に医師が確保され、さらに本年4月には当初2名の採用を予定してございましたが、急遽1名が辞退され、総合診療科を専門とする医師のみの採用となります。残念ながら、唯一、医育大学から派遣されていた医師が、健康上の理由から、また昨年10月に採用された医師は一身上の都合で退職されるため、令和3年4月からは、内科体制としては5名体制でスタートする予定でございます。なお、北大内科などの出張医の体制は維持しつつ、午後外来の開設など診療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、脳神経外科の体制でございます。医療圏域唯一の常勤化が図られた医療機関でございましたが、昨年4月末に医師が退職されました。常勤医師の確保については北大などの医育大学や、北海道医師会等関係機関、民間派遣会社に働きかけをしておりますが、医師確保は大変厳しい状況にあります。当面は出張医体制で外来診療を維持しつつ、時間外や週末・祭日等の救急対応は、日当直医体制で行い、函館市内の脳神経外科病院と診療連携を図り、ドクターヘリや救急車による搬送で対応したいと考えております。

次に、非常勤体制でありました耳鼻咽喉科でありますけれども、令和3年4月からですね、2年間の限定となりますが、札幌医科大学から常勤医師が派遣されることが決定されました。今後は軽度な手術や救急入院対応が可能となり、診療体制の充実が図られます。できれば2年後も常勤体制を継続できるように医育大学に対して働きかけてまいります。またその他、精神科、小児科、眼科において医育大学による医師の入れ替えがございます。以上でございます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。コロナの関係で病院に通う人が少なくなってると思うんですけども、それでも内科5人だと、やっぱり外科の先生も応援というかたちになるんですか。出張医も含めて。

○総合病院事務長（成田耕治君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（成田耕治君） 昨年の4月スタート時は3名でしたので、その間、4月の中途と、10月、今年の1月に採用されていますので、実質大きな変化はないものと思いますけれども、1月に採用された内科医師と4月にこれから採用される総合診療科の先生に関しては、週末も含めてですね、八雲にいられる先生で、当然今、1月に入った先生、今、診療を見ているけれども、十分、救急も含めてですね、対応できる先生で、全体的なレベルとしては、令和2年4月のスタート時よりは大幅に良くなるものと思いますし、また出張医の体制に関しても、今、北大の外科の部門から内科領域の応援いただいておりますけれども、4月以降も週5日だったものが3日に縮小されますけれども、応援をしていただくということになっておりますし、今、外科の阿部島先生が水曜日に外来診療に入っておりますけれども、月曜日に打ち合わせしたときには、さらに、今、午前診療しかしてませんが、午後診療も今、4月から対応したいと思っていて、阿部島先生も週1回ではなくて週2回くらいでも応援できればということでしたので、体制的には今以上に充実するものと思っておりますし、まだこれ以降の内科の先生をですね、何とかさらに確保できるような働きかけをしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。なければこれで終わります。ありがとうございました。

【八雲総合病院職員退室】

【住民生活課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは、アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置に関わる経過報告についてよろしくお願ひいたします。

○住民生活課社会係長（鈴木ゆかり君） 委員長、社会係長。

○委員長（赤井睦美君） 社会係長。

○住民生活課社会係長（鈴木ゆかり君） アイヌ住宅整備資金未償還者への法的措置に係る経過につきまして報告いたします。

まず、A氏の即決和解についてご説明いたします。A氏は未償還額が800万2,668円です。令和2年10月21日、八雲簡易裁判所へ本人自ら出頭し、和解調書が作成されました。和解調書の内容は、令和2年10月から令和16年1月まで毎月5万円ずつ、未償還額全額を支払うことを約束したものです。現在、遅れることなく順調に納付中ですが、この約束が破られた2回目の時点で、即強制執行に移行できる効力を持っているため、納付の管理をしっかりと行っております。

続いて、B氏の訴訟についてご説明いたします。B氏は未償還額が495万3,510円です。令和2年11月18日函館地方裁判所へ、本人自らが出頭し、口頭弁論が行われました。その際、B氏は、貸し付けの事実については認めるが、過去の返済はなくなった妻が対応していたため、把握はしていなかった。しかし返済しないといけないことは理解していたと述べております。判決は償還金全額の支払いを命ずるものでした。強制執行前の預貯金調査として、

町内の金融機関に紹介をしたところ、少額の残高しかなく、年金の受給額も定額でした。このような調査結果から、ご高齢で生活状況が困窮しており、強制執行しても費用に見合う効果が得られないことや、今後の生活に支障が出ることも考慮し、不納欠損をすることで手続きを進めております。以上が、今年度2件の法的措置に係る経過でございます。

○委員長（赤井睦美君） このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） （2）のB氏なんですが、この未償還額はいつからいつまでのものなんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○住民生活課長（川口拓也君） B氏はですね、平成10年9月に住宅改良資金を貸し付けておりまして、恥ずかしながら翌月から滞納が始まっております。その間ですね、実際に支払っている金額でございますが、4万5,000円でございます。よって貸し付けされた翌月から今日まで、ほぼほぼ支払いがなされていないものでございます。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） ということは、今までは催促できてなかったのかということと、この方は今も八雲にいらっしゃる方ですか。それとも函館。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 催告についてはですね、この方だけじゃなく、当然、償還を滞っている方、また少なからず払われている方も含めて、年に2回、文書で行っておりますし、当然自宅にも訪問している。あと、役場で来庁した際に声掛けをすとか、そういった部分は現在も続けてございます。ただ、このようなかたちで、法的措置に至ったのは初の行為でございます。なお、このB氏は八雲町在住でございます。

○委員（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 千葉委員。

○委員（千葉 隆君） 参考までに。495万だけれども、そのくらいだから住宅改修したのかなと思って、平成9年だから、20年以上経つんだけれども、ただ、この住宅も結構古いということで、資産的にどの程度の価値があるのかなという部分で、実際は固定資産とか評価額だから20%程度で頭打ちされるんだけれども、実際に、ある程度老朽化して価値観がないということで●●したほうがいいのか、ある程度、固定資産として売買できるような建物なんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 委員長、住民生活課長。

○委員長（赤井睦美君） 課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 一応ですね、私債権なものですから、何でも調査というのが、弁護士さんに委託しないとできないんですよ。このたび弁護士さんに委託したのは預貯金調査のみだったんですよ。おそらくちょっと固定資産税の台帳を明確に確認できていな

い状況なんです、木造なので、ほぼほぼ最低価格といいますか減価償却が終わっているような状況だと思いますので、実際の取得価格って元々低いものですから、そのさらに減価償却ギリギリになると資産価値も相当低いんじゃないかという予測はできます。

正直なところですね、本当に財産調査した結果、これは弁護士さんとも相談したんですけども、本当にそれに見合うもの、結局そっちの費用がかかってしまうという結果なんですよね。ここまで時間がおいた我々にも責任があるかなと反省しています。

○委員長（赤井睦美君） 20年前は返せる状況だったんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） だけど20年前の本人の財産とか、どれくらい収入あるかはちょっとはっきり言ってわからないんですけども、当然、当時貸したという経過を見ると、今の条例上はそういう財産とか資産の状況を提出するというかたちは求めているので、その当時はそれで判断されているのではないかなと考えられます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。では、これで終わります。ありがとうございました。

【住民生活課職員退室】

◎ その他

○委員長（赤井睦美君） それでは、その他について皆様からなにかありませんか。それでは私から。文厚として調査研究ということでいろいろやっていかなければいけないんですけども、今のところ報告を受けただけで特に調査研究というかたちにはなっていないんですね。それで、議会報告会でも必ず出てくるのは総合病院の関係で、もうちょっと私たちも総合病院のお話を少し調べて、今回はアドバイザーによって効果額が出ておりましたけれども、今後、本当にこの人口減少し、さらにコロナで患者さんも減り、その中でどんな方法で進むことで、この一般財源にあまり大きな支障を与えずに過ごしていけるかというところを、もう少し私たちも調査して、いつでも町民にそういうことが報告できるようにしたほうがいいんじゃないかと個人的に思うんですが、皆さんはいかがでしょう。

もし皆さんのほうから、アドバイザーのお話を直接、今はコロナですので、直接といってもリモートになるんですけども、もう一回、前にもお話を聞いたけれども、もう一度聞いて、じゃあそういう話を聞いてみましょうとなったら、是非、アドバイザーの方にもお願いして時間を取っていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょう。

○委員（斎藤 實君） 先ほど言った、松前の先生か。

○委員長（赤井睦美君） 診療報酬の。松前で実績を。

○委員（千葉 隆君） 先生じゃない。事務なもの。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。函館市立病院の事務長って言っていましたね。

○委員（斎藤 實君） そういう人の話聞いてみたいね。

○委員（佐藤智子君） 医事課アドバイザーって言った。医事課の何だかって。

○委員長（赤井睦美君） 診療報酬の算定。

○委員（千葉 隆君） だから加算だとか、そういうやつをやったり、間違いを探したり。

（何か言う声あり）

○委員長（赤井睦美君） どうでしょう。一度、自分たちで聞いてみたいことをまとめて、ただ聞くんじゃなくて、まとめて聞いてみるって。よろしいですか。特に皆さんのほうから、こういうことを聞いてみたいというのがありましたら教えてください。もちろん今すぐ挙がらないと思いますけれども。

○委員（千葉 隆君） その辺、委員長に一任するから、調整して、可能な、だめだって言われる場合もあるし、どちらにするとか、リモートになるのかもわからないし、調整して一任します。

○委員長（赤井睦美君） そのようにさせていただきます。ほかに皆さんからありませんか。事務局からも。次回となると3月定例会の。

○議会事務局庶務係長（松田 力君） 次回の文教厚生常任委員会の開催の予定ですけれども、開催日程については正式には決定しておりませんが、3月定例会の会期中に開催したいと考えております。通常の定例開催ですと、第3木曜日になりますが、今回は会期中の3月10日から17日の予定しておりますけれども、その中で開催する予定でございますので。

○委員長（赤井睦美君） 定例会中に文厚ということで、よろしく願いいたします。以上で終わります。お疲れ様でした。

[閉会 午後 1時45分]